

平成 26 年度

西東京市事務事業評価報告書

平成 27 年 3 月

西 東 京 市

目 次

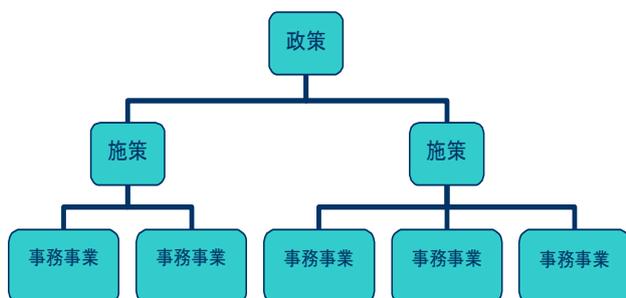
I	行政評価の概要	2
1	行政評価とは	2
2	行政評価の目的	2
3	西東京市の行政評価制度（事務事業評価）の流れ	3
4	事業見直しの視点	4
II	行政評価の見直し	5
1	行政評価制度の運用	5
	（1）これまでの行政評価制度	5
	（2）行政評価制度の成果と課題	5
2	事務事業評価制度の再構築	6
	（1）再構築のポイント	6
	（2）運用	6
	（3）フォローアップ（進捗管理及び再評価の流れ）	6
	（4）今後5か年のスケジュール	7
	（5）今後5か年の事務事業評価の事業選定の考え方	7
III	平成26年度の行政評価（事務事業評価）	9
1	行政評価（事務事業評価）の取組状況	9
2	行政評価（事務事業評価）の結果一覧	9
3	外部評価の実施について	11
4	外部評価の実施方法	11
	（1）実施概要	11
	（2）外部評価対象事業の選定	11
	（3）外部評価対象事業の内容説明	12
	（4）外部評価の実施	12
5	外部評価の評価結果	13
6	外部評価の総括	17
	（1）実施の意義について	17
	（2）評価結果について	17
7	事務事業評価シート	18
	（1）評価シートの見方	18
	（2）検証項目判断基準	20
8	評価表	22

I 行政評価の概要

1 行政評価とは

- 行政評価とは、行政機関の活動を何らかの統一的な視点と手法によって、客観的に評価することをいいます。
- 行政評価を通じて出された結果を予算や計画等へ反映することで、より良い行政運営が可能になります。
- 行政評価は、政策、施策、事務事業について、それぞれ事業実施前（事前評価）、事業実施後（事後評価）に行うことができます。
- 西東京市では、市の事業を不断に見直し、限られた行政資源（人員・財源等）を効率的・効果的に配分し、戦略的で費用対効果の高い事業運営を行っていくツールの1つとして、平成17年度から行政評価制度を本格導入しました。
- 平成21年度には、制度の再構築を行い、より広い視野から行政運営の見直しを行うため、主に総合計画掲載の施策・事業を対象として、事務事業評価と施策評価を交互に実施しました。平成23年度からは、事務事業評価に外部評価を試行的に実施するなど、内容の拡充に努めてきました。
- 平成26年度には、再び制度の再構築を行い、行政評価を第2次総合計画掲載の施策・事業を対象として事務事業評価と施策評価を引き続き交互に実施することとしたほか、事務事業評価への外部評価の本格導入、評価結果への対応状況のフォローアップを強化するなどの見直しを行いました。

《 行政の政策体系図 》



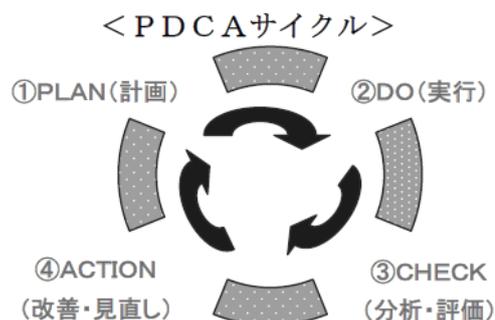
政 策：特定の行政課題に対応するために立案された方針であり、行政活動の大きな単位をいいます。

施 策：政策を実現するための具体的な方策をいいます。

事務事業：施策を実現するための個々の事務事業であり、行政活動の一番小さな単位をいいます。

2 行政評価の目的

- 右肩上がりの成長時代が終焉し、行政の経営難と呼ばれる時代になり、行政を取り巻く行財政環境は大きく変化しています。こうした中で、限られた行政資源（人員・財源等）を効率的・効果的に配分し、重要課題に対応していくためには、PDCAサイクルに基づく継続的な見直し・改善が不可欠です。
- 西東京市においても、労働力人口の減少や高齢化の進展などを踏まえ、戦略的な行政経営や費用対効果の高い事業運営を行うためにも、不断の見直し・改善が必要となっています。
- そこで、西東京市では、行政評価制度を通じて事務事業の見直しを行い、この一連の見直し・改



善サイクル（PDCAサイクル）を確立し、評価結果を予算や事業計画等へ反映することで、質の高い行政運営を目指します。

3 西東京市の行政評価制度（事務事業評価）の流れ

ステップ1 一次評価

～現場の意見を反映～

事業担当課によって事業の達成状況、現場の課題、他の類似事業との比較を客観的・統一的手法により評価します。



ステップ2 二次評価

～客観的な評価により各事業の課題を把握～

現場に近い管理職（事務事業等適正化委員会）によって、客観的な視点から評価し、各事業における西東京市の水準、課題を明確にします。



ステップ3-1 市民要望等の聴取

～市民要望・学識意見を反映～

中間の評価結果を公表するとともに、市民説明会や市民意見提出手続制度（パブリックコメント）で市民要望を把握します。



ステップ3-2 外部評価

～行財政改革推進委員会による評価～

市民や有識者など行政外部の視点による評価を取り入れます。



ステップ4 部長調整会議

～全庁的視点による事業の選択と集中～

より高度の視点から、西東京市における課題や市民需要等を把握し、選択と集中によって事業見直しのポイントを提示します。



ステップ5 行財政改革推進本部評価

～経営トップによる判断～

行財政改革推進本部（市長等経営層から構成）において、市の戦略を明らかにします。



評価した事業に対するフォローアップ

事業を評価した翌年度に、当該事業に対するフォローアップを実施することにより、事務事業評価の評価結果への対応状況について、進捗管理を行います。

4 事業見直しの視点

- 行政評価により目指すべき目標及び評価の視点は下記のとおりです。
- 事務事業評価では、主にア、イ、エの視点に基づいて実施します。
- 施策評価では、主にウ、オの視点に基づき実施します。

目標①:市民の視点に立った事務事業の見直し・事務改善

【視点】ア 時代の変化・市民要望等を踏まえ、構築すべき施策・事業や、事業の受益者負担の導入等を検討します。

目標②:総合計画事業等の的確な進行管理

【視点】イ 将来にわたる市を取り巻く行財政環境や市民要望等を総合的に勘案し、効率的・効果的な事業運営を行います。

ウ 施策目標の実現に向けた事業の優先度・貢献度を判定し、第2次総合計画に掲げられた市の主要事務事業を戦略的に展開していきます。

目標③:限られた行政資源の適正配分・有効活用

【視点】エ 庁内類似事業の整理・統合や、都内 26 市の平均との比較に留意して、西東京市の事業サービス水準を調整します。

オ これまでの成果や課題を把握し、市が目指すべき施策の方向性を明らかにします。

II 行政評価の見直し

1 行政評価制度の運用

(1) これまでの行政評価制度

これまでの西東京市における行政評価制度の運用については、3つの段階を経て実施されてきました。

まず、事務事業評価は、平成15年度及び平成16年度の試行実施を経て、平成17年度に本格導入しました。

次に、平成17年度までの運用を踏まえ、評価手順や検証項目等を見直し、平成18年度から平成20年度の3か年で評価可能な事業である約430事業の評価を実施しました。

さらに、平成21年度には、行政評価制度の再構築を行い、総合計画事業の進行管理の手法として位置づけるとともに、新たに平成22年度から施策評価を導入し、事務事業評価と施策評価を交互に実施してきました。また、平成23年度には、行政外部の視点での評価として、行財政改革推進委員会による外部評価を試行実施しました。

(2) 行政評価制度の成果と課題

平成25年度までに実施した行政評価制度の成果については、次のとおり整理できます。

- 事業執行に対する、PDCAサイクルに基づいた見直しの意識が、庁内に一定程度浸透しました。
- 施策評価の導入により、施策・事業の選択と集中が明確化しました。
- 評価結果について、庁内及び議会で一定尊重されています。

平成25年度までに実施した行政評価制度の課題については、次のとおり整理できます。

- 事務局、所管課、評価者の事務負担が増大しました。
- 事業の選定理由が明確となっていないことがありました。
- 評価結果に対する所管課の対応状況が、市民に対し明確でない部分がありました。

行政評価制度は不断に見直しにより、限られた行政資源（人員・財源等）を効率的・効果的に配分し、戦略的で費用対効果の高い行政運営を行うためのツールの1つとして導入されていることから、これらの成果と課題を踏まえ、行政評価制度自体についても一定の見直しを図ることとしました。

2 事務事業評価制度の再構築

これまでの成果と課題を踏まえ、平成 26 年度以降の事務事業評価制度については、施策評価と交互に実施するというこれまでの運用を踏襲することを基本としつつ、外部評価の本格導入を行うとともに、以下のとおり再構築しました。

(1) 再構築のポイント

- 第 4 次行財政改革大綱アクションプランなど他の計画と重複している事業については、評価の対象としないなど、対象件数の絞り込みを行うこととします。
- 平成 26 年度からの 5 か年の評価対象事業の選定の考え方について、あらかじめ示すことで、事業選定理由の見える化を図ります。
- 評価結果への対応策や方向性等について、事務事業評価シートに記載し見える化するとともに、評価した翌年度に事業に対するフォローアップを実施することにより、事務事業評価の評価結果への対応について進捗管理をシステム化します。

(2) 運用

- 事務事業評価と施策評価については、これまでどおり交互に実施します。
- 第 2 次総合計画掲載の施策・事業の進行管理として行われた施策評価によって、コストを抑制すべき施策領域、または内容を見直すべき施策領域とされた施策に連なる計画事業について、施策評価の翌年度に事務事業評価によるフォローアップを行います。
- 補助金・負担金や経常事業についても必要に応じ事務事業評価を行います。
- 行財政改革推進本部による評価後、評価結果に対する対応策と次年度以降のスケジュールを評価シートに記載し見える化します。
- 評価結果への対応を次年度へ持ち越した場合は、ヒアリング等により、評価した事業に対するフォローアップを実施します。

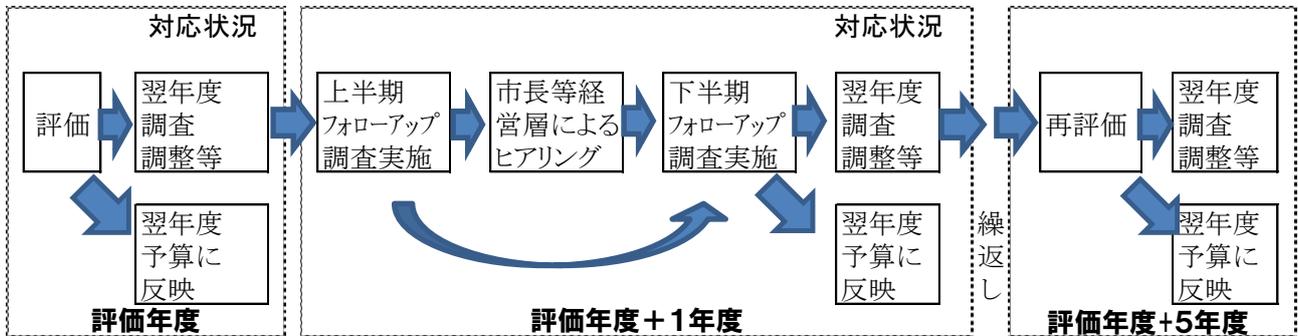
(3) フォローアップ（進捗管理及び再評価の流れ）

これまで実施していた事務事業評価では、評価結果に対する行政の対応状況が明確となっておらず、また進捗管理の仕組みも十分に機能していなかった点があることから、以下のとおりフォローアップ状況のシステム化を行うこととしました。

- 上半期フォローアップ調査：年度の取組予定を調査し、評価結果に対する取組における課題点等を把握します。
- 市長等経営層によるヒアリング：上半期フォローアップ調査の結果、特に課題が大きい事業については、市長に対し改善の方向性や調整状況を報告し、必要に応じて翌年度へ向けた指示等を行います。
- 下半期フォローアップ調査：予算要求前に進捗管理を行い、翌年度予算への反映へ向けた調整を行います。
- 予算に事務事業評価に基づく十分な事業の見直しの反映が行えなかった事業については、翌年度以降も上半期フォローアップ調査以降の進捗管理を、最長で評価年度+4 年度目まで繰り返し、進捗管理を継続します。

■ 評価年度+4年度目を経過してもなお事務事業評価に基づく十分な見直しを行うことができなかった事業については、評価年度+5年度目に、見直しができなかった要因も踏まえ、事務事業評価において再評価を行います。

上記の説明を図示すると以下のとおりです。



なお、平成 25 年度以前に評価した事業のうち、重大な評価「抜本の見直し」、「休止」及び「廃止」の評価を受けたにもかかわらず、見直し内容に課題がある事業については、上図の上半期フォローアップ調査以降の流れに沿って対応することとします。

(4) 今後 5 か年のスケジュール

平成 21 年度に行った再構築を踏襲し、事務事業評価と施策評価を交互に実施するとともに、評価した事業に対するフォローアップは毎年度実施します。具体的には下表のとおりです。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
事務事業評価	○		○		○
施策評価		○		○	
評価した事業に対するフォローアップ	○	○	○	○	○

(5) 今後 5 か年の事務事業評価の事業選定の考え方

平成 26 年度からの事務事業評価対象事業の選定の対象項目は、以下のとおりです。

① 補助金・負担金

平成 25 年度事務事業評価外部評価において、行財政改革推進委員会より補助金・負担金事業全般に渡る見直しの必要性について指摘されたことから、これを 3 回に分けて評価を実施します。

② 施策評価のフォローアップ

施策評価の次年度には、施策評価によってコストを抑制すべき施策領域、または内容を見直すべき施策領域とされた施策に連なる事業について、評価を実施します。

③ 評価した事業に対する再評価

評価した事業に対しフォローアップを行ったものの、評価年度から4年度を経過しても十分な見直しを行うことができなかった事業について、評価年度から5年度目に見直しができなかった要因も踏まえて再評価を実施します。

④ 経常事業

経常事業については、必要に応じて評価を実施しますが、課題が顕在化しており、事業の見直しの方向性が明らかである事業等については、第4次行財政改革大綱アクションプランにおいて進捗管理を行います。

事務事業評価の年度別の対象項目は、具体的には下表のとおりです。

年度	対象項目	対象要件
平成26年度	補助金・負担金	団体向け補助金・負担金
	評価した事業に対する再評価	平成18～21年度事務事業評価事業の再評価
	経常事業	
平成28年度	補助金・負担金	個人向け補助金・負担金
	施策評価のフォローアップ	平成27年度施策評価に基づき、計画事業を評価
	評価した事業に対する再評価	平成23年度事務事業評価事業の再評価
	経常事業	
平成30年度	補助金・負担金	平成26・28年度評価以外の補助金・負担金
	施策評価のフォローアップ	平成29年度施策評価に基づき、計画事業を評価
	評価した事業に対する再評価	平成25年度事務事業評価事業の再評価
	経常事業	

Ⅲ 平成 26 年度の行政評価（事務事業評価）

1 行政評価（事務事業評価）の取組状況

- 平成 26 年度は、36 の事業（事後評価）を評価しました。
- 評価結果は、8 月 21 日（月）午前・夜間に市民説明会を開催して市民へ公表し、併せてパブリックコメントを実施（8 月 7 日～9 月 8 日）しました。
- 本年度の行財政改革推進本部評価では、寄せられたパブリックコメントの意見や外部評価の結果も踏まえて最終的な評価をいたしました。

2 行政評価（事務事業評価）の結果一覧

《総括》

	拡充	継続実施	改善・見直し	抜本的見直し	休止	廃止
一次評価	0	21	13	1	0	1
二次評価	0	7	20	8	0	1
行革本部評価	0	6	18	10	0	2

- 拡 充：** 事業拡充・強化の方向で、現状どおり事業を実施していくもの。
継 続 実 施： 現状水準・同様の規模で、現状どおり事業を実施していくもの。
改 善 ・ 見 直 し： 現状の仕組みを前提としつつ、実施方法の見直し等により、改善を図るべきもの。事業縮小、事業拡充の両方向への見直し。
抜 本 的 見 直 し： 事業の実施形態の変更や一部廃止など、事業の仕組みを含めた抜本的な見直しが必要なもの。事業縮小、事業拡充の両方向への見直し。
休 止： 事業を休止するもの。実施方法を改善し、再構築する場合も含む。
廃 止： 事業を廃止するもの。全く異なる形態で事業を再構築する場合も含む。

《事業別一覧》

個別の事務事業評価の内容は、「事務事業評価シート」をご覧ください。

No	事業コード	事務事業名	担当課	行革本部評価	掲載頁
1	2-3-1	研修・能力開発の支援	職員課	改善・見直し	22 頁
2	3-1-1	防犯協会補助金	危機管理室	改善・見直し	24 頁
3	3-1-2	消防団員災害補償等市町村負担金	危機管理室	継続実施	26 頁
4	3-1-3	消防団運営交付金	危機管理室	継続実施	28 頁
5	4-3-1	結核健診事業	健康課	継続実施	30 頁

No	事業 コード	事務事業名	担当課	行革本部 評価	掲載頁
6	4-3-2	歯科医療連携推進事業	健康課	抜本的見直し	32 頁
7	4-3-3	成人健康教育相談事業(ロコモティブシンドロームを除く)	健康課	改善・見直し	34 頁
8	4-3-4	母子栄養食品支給事業	健康課	廃止	36 頁
9	5-1-1	更生保護活動事業補助	生活福祉課	改善・見直し	38 頁
10	5-2-1	老人クラブ連合会運営費補助金	高齢者支援課	抜本的見直し	40 頁
11	5-2-2	福祉会館運営費	高齢者支援課	改善・見直し	42 頁
12	5-2-3	老人福祉センター運営費	高齢者支援課	抜本的見直し	44 頁
13	5-2-4	老人憩いの家運営費	高齢者支援課	抜本的見直し	46 頁
14	5-3-1	地域生活支援事業(相談支援事業)	障害福祉課	改善・見直し	48 頁
15	6-1-1	私立幼稚園預かり保育推進補助金	子育て支援課	抜本的見直し	50 頁
16	6-2-1	保育所市補助分	保育課	改善・見直し	52 頁
17	7-1-1	どんど焼き実行委員会補助金	文化振興課	廃止	54 頁
18	7-1-2	都市間交流事業(施設利用助成)	文化振興課	抜本的見直し	56 頁
19	7-1-3	コール田無ホール運営管理費(施設運営管理費を含む)	文化振興課	改善・見直し	58 頁
20	7-3-1	公衆浴場補助事業	産業振興課	抜本的見直し	60 頁
21	7-3-2	中小企業退職金共済掛金補助金	産業振興課	改善・見直し	62 頁
22	7-3-3	農業団体補助金	産業振興課	改善・見直し	64 頁
23	7-3-4	安全安心農業推進事業補助金	産業振興課	改善・見直し	66 頁
24	7-3-5	市内産農産物活用推進補助金	産業振興課	抜本的見直し	68 頁
25	7-3-6	地域活性化事業補助金	産業振興課	継続実施	70 頁
26	7-3-7	チャレンジジョブ補助金	産業振興課	継続実施	72 頁
27	7-3-8	一店逸品事業補助金	産業振興課	改善・見直し	74 頁
28	7-3-9	創業資金融資あっせん利子等補給負担金	産業振興課	継続実施	76 頁
29	9-2-1	私道の整備	道路建設課	抜本的見直し	78 頁
30	9-3-1	交通安全協会補助金	道路管理課	改善・見直し	80 頁
31	9-3-2	街路灯電気料金補助金	道路管理課	改善・見直し	82 頁
32	10-2-1	クラブ活動事業費	学校運営課	抜本的見直し	84 頁
33	10-2-2	給食保存食代等助成費(小学校給食事業費)	学校運営課	改善・見直し	86 頁
34	10-2-3	給食保存食代等助成費(中学校給食事業費)	学校運営課	改善・見直し	88 頁
35	10-3-1	児童大会出場費及び生徒大会参加費補助金	教育指導課	改善・見直し	90 頁
36	11-1-1	選挙管理委員会費(選挙執行経費)	選挙管理委員会事務局	改善・見直し	92 頁

3 外部評価の実施について

西東京市における事務事業評価では、従来、市民説明会やパブリックコメントによる市民意見の聴取及び外部有識者と市民から成る行財政改革推進委員会からの「提言書」により外部の視点を取り入れた評価を実施していました。

平成22年度には、他市における外部評価等の導入事例を調査し、行財政改革推進委員会からの意見も得ながら、西東京市における実施手法等を検討した結果、西東京市においては従来の評価システムでも経費削減効果をあげてきていたこと、既に定着している評価手法を大幅に変更すると評価活動自体に多大な労力を要すること等を踏まえ、「従来の評価システムを基礎としつつ、一部の事業について行財政改革推進委員会による外部評価も実施」することが適当と判断し、平成23年度、平成25年度の事務事業評価において試行的に外部評価を実施しました。

平成26年度の事務事業評価制度の見直しにおいては、過去2回計8事業に対し外部評価を試行実施した結果を踏まえ、今後も事務事業評価を効率的・効果的に運用していくために、客観的で多面的な評価は重要であると考え、行財政改革推進委員会による外部評価を本格実施することとしました。

4 外部評価の実施方法

(1) 実施概要

実施目的	第三者の視点を取り入れた評価を行うとともに、職員の説明能力の向上を図ります。
評価者	行財政改革推進委員会（学識経験者5名、公募市民3名）
説明員	評価対象事業の所管課長（補助員として担当職員を帯同することは可）とします。ただし、二次評価の内容等については事務局（企画政策課）が補足説明を行います。
評価対象事業数	4事業
実施日時等	① 事務内容の説明 平成26年8月8日（金） 1事業30分程度 ② 外部評価の実施 平成26年8月20日（水） 1事業40分程度
評価結果の取扱	行財政改革推進本部による最終評価において、客観的な市民意見の反映がなされたものとして、重要な判断材料とします。

(2) 外部評価対象事業の選定

《選定基準》

外部評価の対象事業の選定にあたっては、次の4つの選定事由の2以上に該当する事業から選定しました。

《選定事由》

- ① 二次評価において「廃止」・「休止」・「抜本的見直し」のいずれかの評価となった事業
- ② 一次評価と二次評価において課題の顕在化した事業（前回評価の積み残しがある事業）
- ③ 市単独事業で総コストが1千万円以上であるもの（内部事務・施設維持管理関連は除く）
- ④ 補助金・負担金事業で二次評価において改善の余地が示された事業

事業コード	事業名	所管課	一次評価	二次評価	掲載頁
4-3-2	歯科医療連携推進事業	健康課	抜本的見直し	抜本的見直し	32 頁
7-1-1	どんど焼き実行委員会補助金	文化振興課	継続実施	抜本的見直し	54 頁
7-1-2	都市間交流事業	文化振興課	改善・見直し	抜本的見直し	56 頁
7-3-1	公衆浴場補助事業	産業振興課	改善・見直し	抜本的見直し	60 頁

(3) 外部評価対象事業の内容説明

《実施の基本的な考え方》

事業内容に対する理解を深めた上での外部評価とするため、評価に先立って事業説明を行うことで、評価者が説明内容に不足等を感じた場合に追加資料の提出を求めることができるように配慮しました。

《具体的な実施方法》

1 事業 30 分程度とし、評価シート等に基づき説明及び質疑を行いました。

(4) 外部評価の実施

《評価の基本的な考え方》

■ 評価結果のまとめ方は、行財政改革推進本部評価(最終評価)と同様に、「拡充」、「継続実施」、「改善・見直し」、「抜本的見直し」、「休止」、「廃止」の6つの方向性のいずれかを選択したうえで、その理由を記述するものとししました。

■ 会場については、通常に行財政改革推進委員会と同様の公開方法とし、特に傍聴者の増加を図ることを目的とした周知や会場設定等を行わないこととししました。

《評価の流れ》

- | | |
|---|-------|
| ① 事業所管課からの説明（事業概要と一次評価の説明） | (7分) |
| ② 事務局からの二次評価に関する補足説明 | (3分) |
| ③ 質疑応答（課題認識、市民要望、見直しや改善に向けた検討状況等） | (15分) |
| ④ 評価者間での意見交換（事業の課題や見直すべきポイント等）と評価結果のとりまとめ | (15分) |

5 外部評価の評価結果

事業名	歯科医療連携推進事業	所管課	市民部健康課
評価結果	抜本的見直し		
評価コメント	<p>本事業は、在宅で障害者や要介護者等が歯科医療サービスを受けられるよう、地域での医療体制を構築することを目的としている。</p> <p>今後到来する超高齢社会を見据えれば、在宅医療、在宅療養を支える関係者や家族等に対し、口腔ケアに対する認識・理解についての普及啓発を行うことにより、在宅療養者が適切なケアを受けられるようにすることは重要であり、また、予防医療の観点からも、本事業の目的や必要性は評価できることである。</p> <p>しかしながら、本事業を推進することにより、訪問診療の顧客開拓や歯科医師自身のスキルアップなど、歯科医師が自助努力として行うべき事項に対し、市が補助しているという懸念を抱かれるおそれもある。</p> <p>そのため、在宅療養推進協議会における議論に基づき、真のニーズを把握するとともに、人材育成事業、連携事業、普及啓発事業それぞれの補助内容を精査することにより、効果的かつ効率的な事業となるよう、抜本的な見直しを図るべきである。</p>		
外部評価者の主な意見			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 人材育成事業を推進することは、本事業に対してだけでなく、歯科医師業そのものに対してもメリットがある。委託費から人材育成部分を除く可能性はあるのか。 ○ 訪問診療を推進するのであれば、委託をしなくても、訪問診療を標榜していない歯科医師に対し、訪問診療の可能性を情報提供すれば良いのではないか。 ○ 家族経営的な診療所が、スタッフ確保の面から訪問診療を実施できないのであれば、委託しても、これ以上、訪問診療は進展しないのではないか。 ○ 地域包括支援センターや介護士は口腔ケアまで念頭にないからこそ、本事業は必要である。 ○ 在宅療養者の家族も口腔ケアに対する認識や理解を持つ必要がある。 ○ 地域を支える医療や福祉の連携という視点は大切である。 ○ 本事業自体が、営業活動を兼ねていると見ることもできることから、歯科医師の自助努力で行うべきという論法も成り立つが、このことについては、ケアマネージャーや学校医においても内在している問題であることから、この普遍的な問題に注意しつつ、普及活動や事業手法を検討していくべきである。 			

事業名	どんど焼き実行委員会補助金	所管課	生活文化スポーツ部文化振興課
評価結果	廃止		
評価コメント	<p>どんど焼きの事業は、参加者も多く、また、開催地となっている学校付近においては、地域コミュニティを活性化するための1つの行事として定着しているなど、地域の文化を継承しているものと考えられる。</p> <p>しかし、評価対象であるどんど焼き実行委員会補助金については、実行委員会に対する市の関与については見直されてきたものの、補助制度そのものは見直されていない。そのため、伝統行事の継承という目的があるにもかかわらず、どんど焼き以外の市内伝統事業を対象としていないこと、また、補助額について、補助対象経費に対する補助率を定めず、予算の範囲内と定めるのみとなっていることなど、制度として不十分なままとなっている。</p> <p>運営面では、補助対象経費の多くを占める振る舞いの品を参加者負担とするなど、実行委員会の自助努力を促すよう指導・支援を行われたい。</p> <p>以上のことから、本事業については、廃止すべきと考える。</p>		
外部評価者の主な意見			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 西東京市には、どんど焼き以外にも伝統文化と言えるものがあるのではないか。 ○ 補助割合を決めず、補助対象経費に該当すれば予算の範囲内で補助をするという制度は、目的を問わず、改めるべきである。 ○ 補助対象経費で最も多額を占めている振る舞い経費について、何らかの方法で参加者が負担する形式を検討すれば、実行委員会も財政的に自立できるのではないか。 ○ 補助対象経費については精査すべきである。 ○ 実行委員会の経理について、補助金、自己資金、寄付金それぞれの用途を明確にする仕組みにすべきである。 ○ 市民文化祭等との統合を検討できないか。 ○ 補助対象となる伝統文化事業が増えることで、補助対象事業への補助額が低下し、効果が薄くなってしまっているのではないか。 			

事業名	都市間交流事業（施設利用助成）	所管課	生活文化スポーツ部文化振興課
評価結果	抜本的見直し		
評価コメント	<p>都市間交流事業（施設利用助成）は、西東京市の姉妹都市である「福島県下郷町」、友好都市である「山梨県北杜市」「千葉県勝浦市」との文化交流の促進、市民の健康増進及びレクリエーションの振興を図るために行われている事業であり、姉妹・友好都市との交流の一翼を担っている。</p> <p>しかしながら、本事業は宿泊費を助成することで、西東京市から姉妹・友好都市への市民の訪問を誘引しているものの、本制度を利用し姉妹・友好都市を訪れたことによる特別な文化的交流の機会が用意されているわけではないことから、施策体系外の健康増進及びレクリエーションのみを目的とした宿泊費の助成事業と捉えられることも否定できない。</p> <p>そのため、都市間交流事業全体を俯瞰する中で、本事業が姉妹・友好都市との文化交流に資し、西東京市と姉妹・友好都市の市民レベルの相互理解が深まるような事業となるよう、廃止も含め、抜本的見直しを図るべきである。</p>		
外部評価者の主な意見			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本事業は施策体系から言えば、文化交流が目的であるはずだが、補助制度を維持するために市民の健康増進、レクリエーションという目的を付加しているのではないか。 ○ 国民健康保険加入者に対する宿泊助成事業と事務を一本化することで効率的な制度をなるのではないか。 ○ 国民健康保険などで、市の医療費負担がなかった方などに、利用者を絞って実施することは検討できないか。 ○ 宿泊費助成を廃止し、姉妹・友好都市をよりPRする事業に組み換えることは検討できないか。 ○ 災害時や有事の際の協定を締結するなど、姉妹・友好都市と戦略的互惠関係を築くべきではないか。 ○ 文化交流を促進するために、姉妹・友好都市を訪ねて、文化的な体験をした場合にのみ、宿泊助成をするというような制度にすることを検討できないか。 ○ 都市間交流事業全体の中で、本事業について見直していくべきである。 			

事業名	公衆浴場補助事業	所管課	生活文化スポーツ部産業振興課
評価結果	抜本的見直し		
評価コメント	<p>自家風呂保有率の高まり（平成20年度現在98.8%）や経営者の高齢化などにより、公衆浴場の数が減少し続けている一方で、自家風呂を有しない市民も一定数存在していることを考えると、公衆衛生の観点から、年齢を問わず市民が安価に利用できる公衆浴場の必要性、公共性は認めるところであり、公衆浴場補助事業として一定の支援を行うことは理解できる。</p> <p>一方、福祉的な観点からは、福祉会館・老人福祉センターにおける無料の浴室利用や高齢者入浴券制度など、入浴に係る他制度が存在しており、同一の市民、公衆浴場に対し重複してサービスを提供しているとも考えられる。</p> <p>そのため、公衆衛生の確保という本事業の視点に加え、福祉的視点からも行われている他事業との関係性を含めた中で、本事業のあり方を総合的に整理することで、効果的かつ効率的な事業となるよう、抜本的見直しを図るべきである。</p>		
外部評価者の主な意見			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自家風呂のない市民に対し、福祉会館等の運用を見直して対応することも検討すべき。 ○ 高齢者入浴券制度は、事実上、本制度とは別の形で、公衆浴場を補助していると考えられる。 ○ 高齢者入浴券の配布枚数を現状の2倍、20枚/月とすれば、その分入浴者が増え、かつ公衆浴場間で競争原理が働くので、公衆浴場に直接補助を行うよりも効果的ではないか。 ○ 公衆衛生という観点で捉えると、薬湯事業は対象外とも言える。高齢者の健康という観点で薬湯事業を展開してはどうか。 ○ 指定管理者制度等民間活力を活用して、市営浴場を運営することも検討してはどうか。 ○ 高齢者入浴券制度や福祉会館等の入浴サービスなど様々な方策も含めて、公衆浴場の補助の見直しを考えるべきである。 ○ 公衆浴場に補助をしても、高齢者以外の低所得者で自家風呂がない市民は、風呂に入れないが、このような市民に対する対策こそが必要ではないか。 			

6 外部評価の総括

(1) 実施の意義について

行政内部による評価に加え、外部の視点から事務事業を評価することにより、事務事業の目的や事業効果について、客観的で多角的な視点での評価が可能となり、より効果的な事務の改善につながっています。

(2) 評価結果について

評価対象事業によっては、事務事業固有の課題ではなく、同種の事務事業にも共通する課題もあることから、評価結果を共有し、他の事務事業へも反映する必要があります。

この点を踏まえ、行財政改革推進本部において、外部評価で指摘された共通する課題について、課題の共有を図るとともに、第4次行財政改革大綱アクションプランによる進捗管理などを活用することで、解決につなげていきます。

なお、平成26年度の外部評価において指摘のあった、評価結果を共有すべき共通する課題は以下のとおりです。

- 補助要綱等の整備について、以下の視点に基づき行うべきである。
 - ① 補助率の設定を行うべきである。
 - ② 制度運用が、新規団体にも開かれたものとなるようにすべきである。
 - ③ 精算制度がない補助金については、規定を整備すべきである。

7 事務事業評価シート

(1) 評価シートの見方

事務事業評価シート(事後評価)

事業コード	事務事業名	所管部課
-------	-------	------

事務事業の概要	事務事業の目的	根拠法令等
	<p>事業の実施により達成したい理念や状態について記入しています。</p> <p>該当する項目にチェックしています。</p>	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input type="checkbox"/> 要綱・要領
	<p>事業内容・実施方法等／補助の概要: 補助団体の概要(団体名・団体の活動内容・補助金の活用内容等)、補助金の概要(国・都基準の有無・対象者拡大の有無・上乗せ補助額・市単独補助額)等 ※該当する予算事業名・節目を明記する</p> <p>事業の全体像が分かるよう、事業の主な内容や実施の仕方などを、箇条書き等により、記載しています。</p> <p>開始時期が合併以前で不明であれば「合併前」と記載しています。</p> <p>該当する項目にチェックしています。 直営: 市が直接実施するもの 委託: 民間企業やNPOに委託して実施するもの 補助: 団体等に補助金等を交付して実施するもの</p>	
事業開始時期	年度	実施形態 <input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 ()

項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業費(A)					
財源	千円	予算書・決算書に基づいて記載しています。			
国庫支出金・都支出金					
地方債					
内訳					
その他					
一般財源		0	0	0	0
所要人員(B)	人				
人件費(C)=平均給与×(B)	千円	0	0	0	0
臨時職員賃金等(C')	千円				
総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	千円	0	0	0	0
単位当たりコスト					
(E)=(D)/ ()	千円	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

評価指標の設定	活動等指標	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	①	実績値				
	②	実績値				
	《指標の説明・数値変化の理由 など》					
	<p>評価対象の事務事業として行政側が主体として、実際に活動・実施した結果等を数値で表しています。</p> <p>指標の考え方や数値の算出方法・基準時点・実施方法の変更などにより、数値が変化している場合はその旨を記載しています。</p>					
	成果指標	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一次	実績値					
二次	目標値					
	実績値					
《指標の説明・数値変化の理由 など》						

事業環境等	市民・関連団体等の意見(アンケート結果など)	該当する項目にチェック
	都内26市のサービス水準との比較(平均値、本市の順位など)	<input type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下
	代替・類似サービスの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

左のチェック項目の根拠となる数値等を記載します。調査を行っていない場合は、近隣市の状況等を分かる範囲内で記載して
該当する項目に
左記で「有」とした場合は、具体的案代替・類似サービス名称や相違点等を記載しています。

【一次評価】

検証項目		ランク	一次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等		
A	事業の優先度(緊急性)		<p>▼評価欄に記載された評価内容は次のとおりです。 【拡充】事業拡充・強化の方向で、現状どおり事業を実施していくもの。 【継続実施】現状水準・同様の規模で、現状どおり事業を実施していくもの。 【改善・見直し】現状の仕組みを前提としつつ、実施方法の見直し等により、改善を図るべきもの。事業縮小、事業拡充の両方向へ見直し。 【抜本的見直し】事業の実施形態の変更や一部廃止など、事業の仕組みを含めた抜本的な見直しが必要なもの。事業縮小、事業拡充の両方向への見直し。 【休止】事業を休止するもの。実施方法を改善し、再構築する場合を含む。</p>	<p>○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等</p>		
	事業の必要性					
	事業主体の妥当性					
B	直接のサービスの相手方					
	事業内容等の適切さ					
	受益者負担の適切さ					
C	市民ニーズの把握					
<p>「検証項目判断基準」で該当する数値を入力しています。</p>					<p>事業所管部署が評価した結果を記載しています。</p>	
<p>検証項目の見方 A: 事業実施の意義を検証する項目 B: 事業の内容・実施方法を検証する項目 C: 市民ニーズの反映度を検証する項目</p>						

【二次評価】

検証項目		ランク	二次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等		
A	事業の優先度(緊急性)		<p>事業所管部署以外の庶務担当課長等から構成される事務事業適正化委員会によって評価した結果を記載しています。</p>	<p>○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等</p>		
	事業の必要性					
	事業主体の妥当性					
B	直接のサービスの相手方					
	事業内容等の適切さ					
	受益者負担の適切さ					
C	市民ニーズの把握					
<p>検証項目の見方 A: 事業実施の意義を検証する項目 B: 事業の内容・実施方法を検証する項目 C: 市民ニーズの反映度を検証する項目</p>						

【外部評価】

外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
	<p>公募の市民委員を構成員に含む、行財政改革推進委員会によって評価した結果を記載しています。</p>

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
	<p>市長等経営トップから構成される行財政改革推進本部(行革本部)によって評価した結果を記載しています。</p>

【改善の方向性・スケジュールと改善実施にあたっての課題】

改善の方向性・スケジュール	<p>事業所管部署以外の庶務担当課長等から構成される事務事業適正化委員会によって評価した結果を記載しています。</p>
---------------	---

(2) 検証項目判断基準

事後評価の検証項目

項目	ランク	判断基準
事業の優先度 (緊急性)	3	財政難の中、他の事務事業より優先的に実施すべき事業である。
	2	今後、しばらくの間、継続して実施する必要がある。
	1	目的をある程度達成しているので、実施の有無について検討の余地がある。 または、他の事業より優先度が低い。
事業の必要性	3	市民等の生命・財産・権利の保障に不可欠なサービスである。 または、安全・安心・健康な市民生活の水準維持に不可欠なサービスである。
	2	豊かな市民生活の形成に寄与するサービスである。
	1	目的をある程度達成しているので、実施の有無について検討の余地がある。
実施主体 の妥当性	3	市域内において、民間やNPO等他の団体が同種のサービスを提供している例がなく、市が主体となって実施する必要がある。
	2	民間やNPO等他の団体が同種のサービスを提供しているが、質や量など総合的に勘案し、現段階では市が主体的に実施する必要がある。
	1	民間やNPO等他の団体が同種のサービスを提供し、質や量など総合的に勘案し、市が主体となって行う必要性が高くない。
直接のサービス の相手方	3	すべての市民がサービスの直接の対象である。
	2	特定属性の不特定多数の市民・団体がサービスの直接の対象である。
	1	自ら希望する一部の市民・団体がサービスの直接の対象である。
事業内容等 の適切さ	3	事業内容等を毎年度見直し・改善を行っている。 または、現段階でこれ以上の改善の余地がないと思われる。
	2	過去に事業内容等を見直し・改善を行ったが、まだ改善の余地があると思われ、近い将来、再度見直しを検討する必要がある。
	1	事業当初から同じ内容や手段で実施しており、特段改善を行っていないため、今後、事業内容等を見直し・改善を行う必要がある。
受益者負担 の適切さ	3	適正な受益者負担を行っている。 または、本サービスは100%市が負担すべきものである。
	2	現在、受益者負担の原則を導入しているが、社会情勢や他市の状況等総合的に勘案し、見直しを検討する必要がある。
	1	受益者負担の原則を導入しておらず、今後、社会情勢や他市の状況等総合的に勘案し、見直しを検討する必要がある。
市民ニーズ の把握	3	定期的に市民調査を行うなど市民ニーズの把握に努めており、十分に把握している。
	2	市民ニーズの推測が可能またはある程度の把握をしており、推測に見合ったサービスである。
	1	市民ニーズの推測が難しいものであるが、ここ2,3年の間、市民調査等を行っておらず、市民ニーズの把握が不十分、またはニーズの把握が曖昧で説明が難しい。

キャラクターの紹介をします！

いこいな

©シンエイ/西東京市



西東京市マスコットキャラクターの「いこいな」です。

「いこいな」は、自然と生き物のふれあいを守る森の妖精で、平成 17 年の西東京いこいの森公園開園から園内に住んでいます。

帽子についた珍しい形の花は西東京いこいの森公園に咲く「ハンカチの木」の花で、例年ゴールデンウィーク前後に咲いています。

「いこいな」は西東京市に住む皆さんのことが大好きです。皆さんも「いこいな」のことを応援してくださいね！

●いこいな公式ホームページ いこいな、み～つけた
<http://www.city.nishitokyo.lg.jp/smph/kids/ikoi-na/index.html>

